

川嶋氏所蔵文書中の九戸一揆関係文書について

菅野文夫*

はじめに

岩手県二戸市の川嶋氏所蔵文書のうち南部信直書状を含む14点は、現在卷子1巻に表装されている⁽¹⁾。これを表装順に列挙すると、以下の通りである。

C	年欠 5月18日	南部信直書状
D	年欠 5月29日	南部信直書状
E	年欠 6月27日	南部信直書状
F	年欠 7月12日	南部信直書状
H	年欠 7月22日	南部信直書状
	年欠 3月 1日	南部信直書状
A	年欠 4月16日	南部信直書状
B	年月日欠	南部信直書状断簡
	年欠 6月 9日	南部利直黒印状
	慶長 9年後 8月19日	南部利直黒印状
	慶長14年10月11日	南部利直黒印状
	元和 6年 5月 5日	南部利直一字書上
	寛永 5年 3月 6日	南部利直黒印状
G	天正19年 7月12日	親輔書状

上記のうち年代順にA～Hを付した8点は、天正19（1591）年9月に終熄した九戸一揆の最中に書かれたものである。宛先はすべて糠部郡九戸野田の領主野田政義であり、発給者はGが南部信直の腹心と思われる親輔なる人物で、他はすべて信直その人である。

九戸政実ら陸奥国糠部郡の領主たちによっておこされたこの一揆は、「郡中諸侍其外下々迄、京儀をきらい申内存候間」の文言によく表れているように⁽²⁾、前年の奥羽仕置に対する百姓を含む広範な階層を巻きこんだ抵抗であり、葛西大崎一揆などと一連の、豊臣政権の全国統一に対する最後の抵抗であった。ただし糠部にあって豊臣政権を代表したのが三戸南部氏信直であり、一揆が九戸氏によって指導されたことが、この事件を一層複雑なものとしている。三戸と九戸の対立は、15世紀末以来一世紀にわたってこの地域で繰り広げられた領主間の戦国化の動きの、いわば到達点というべき性格をもっていたからである⁽³⁾。

* 岩手大学教育学部日本史学研究室

九戸一揆の過程で、信直は糖部郡内の多くの領主に自陣に加わるようあらゆる手だてを講じたはずである。次節で述べるように、少なく見積もっても数ヶ月間は一揆勢力が郡内を席卷したといってよい。その間諸領主に宛てられた信直書状は相当な量だったはずである。にもかかわらず、現在残されている郡内領主宛の三戸からの書状はA～Hの8点のみである。なぜこれ以外は残らなかったのか。さまざまな説明が可能だろう。三戸から九戸城へ、さらに盛岡城の建設という城下の移動も大きな要素かもしれない。近世盛岡藩過程でのある種の政治的な意図も十分考えられる。とはいえここでは、失われてしまった文書のことはさておいて、さしあたり、辛うじて残されたこの貴重な8点にこだわってみたい。

そもそもこれらは、1961年刊の『岩手県史』3巻に掲載されて以来周知の史料であり、その後刊行された中世陸奥北部をあつかう史料集にも繰り返し収録されてきたものである⁽⁴⁾。しかし本稿ではあらためて原本調査に基づいて翻刻作業をおこない、そこから読みとれる九戸一揆の様相を検討してみたい。

1. 九戸一揆の経過

本稿であつかう8点の文書は、九戸一揆のどのような局面で出されたものか。この点を明確にするために、まずは一揆の経過を検討しよう。すでに少くない研究蓄積があり、とくに近年の小林清治氏の『奥羽仕置と豊臣政権』が九戸一揆を含めて奥羽仕置の様相を包括的に検討し、論じつくされているかの感があるが、糠部に即して付表を参考にしながら、今一度概観したい⁽⁵⁾。

なお、ここでは文書以外に近世の史書類を用いて検討するが、これまでよく用いられてきたのが「南部根元記」である。『南部叢書』第2冊に収録されたこともあり、周知の史料だが、近年その原形となる「信直記」（盛岡市中央公民館蔵）が『青森県史』資料編中世1に翻刻され、利用が容易になった。本稿ではこの「信直記」を主要な史書として用いることとする⁽⁶⁾。

(1) 天正18（1590）年10月末の和賀稗貫一揆から天正19年2月頃まで

天正18年秋には、奥羽仕置軍は撤退を開始する。和賀・稗貫両郡の仕置を担当した浅野長吉も「百姓刀狩以下、入念申付」けた上で帰途につき、9月13日には平泉の高館に到着した。秀吉は10月7日付の書状で、葛西・大崎氏の旧領を通過する長吉に対して「木村伊勢守能々有付、仕置等堅申付候て可罷上候」と命じている⁽⁷⁾。

ちょうどその半月後には、ほかならぬ葛西・大崎氏旧領で新領主となった豊臣大名木村吉清に対する一揆が起り、これはまたたく間に北に隣接する和賀・稗貫両郡にも広がった。「信直記」には「和賀の本領主多田又次郎・稗貫孫次郎」らが鳥谷ヶ崎によった浅野長政家臣「浅野庄左衛門」を討つため、「天正十八年十月廿三日ニ鳥谷崎へ馳寄り三方ヨリ責寄ル」とあり、他の史書類もほぼこれを踏襲している。南部信直がはじめて事態の詳細を知ったのは、10月23日付の江刺重恒からの書状であり、その返書に「某も明日和賀へ罷下候、和稗一揆共相静候」とあることからすれば⁽⁸⁾、10月23日鳥谷ヶ崎城包圍という「南部根元記」などの記載は、おおむね信頼できるといってよい。

もっとも、信直が実際に鳥谷ヶ崎に到着し、浅野氏家臣浅野勝左衛門忠政らを救出したのは、これより少しく遅れて「信直記」は11月7日とする。信直は11月8日に毛越寺（円隆寺）に宛てて、「両度御注進、大慶令存候、御当寺之御事者、弾正殿被請御意候上は、別条不可有之候」として、

川嶋氏所蔵文書中の九戸一揆関係文書について

【略年表】

月 日	事 項	史 料
天正18年 9月13日	浅野長吉、和賀・稗貫郡の仕置を終え、平泉に到着。	表註1
10月中旬	葛西大崎一揆起こる。	
10月23日	和賀稗貫一揆起こる。	信直記
11月 7日	南部信直、鳥谷ヶ崎に到着。浅野長吉家臣浅野忠政らを救出。	信直記

天正19年 2月24日	このころ九戸政実、又重の木村伊勢を攻撃。この日、八戸政栄、榭引清長の居城八幡村を攻撃。	八戸家伝記
2月28日	南部信直および浅野忠政ら、色部長真に書状を送り、一揆の模様を伝える。	表註2
3月 1日	南部信直、宮永左月を上洛させる（5月3日下着）。	C

3月13日	九戸政実・榭引清長・七戸家国ら挙兵。九戸勢は一戸城を攻撃、清長は苦地を、家国は六戸伝法寺を攻撃。	信直記
3月17日	南部信直、浅野長吉家臣浅野忠政等、一戸月館において、色部長真に返書を出す。	表註3
4月13日	南部信直、子息利直および北信愛を上京させ、糠部の事態を秀吉に訴える。	A
4月16日	南部信直、野田政義に書状を宛てる。	A
4月末	南部信直、野田政義に書状を宛てる。	B
5月18日	南部信直、野田政義に書状を宛てる。	C
5月28日	利直ら、京都に到着。翌日、秀吉に謁見。	E
5月29日	南部信直、野田政義に書状を宛てる	D
6月20日	秀吉、奥羽再仕置軍を組織。	
6月27日	南部信直、野田政義に書状を宛てる	E

7月12日	甲斐親輔、野田政義に書状を宛てる	F・G
7月22日	南部信直、野田政義に書状を宛てる	H
8月23日	蒲生氏郷、和賀郡に到着。	表註4
9月 1日	蒲生氏郷を主力とする上方勢、姉帯・根曾利2城を落とす。	表註5
9月 2日	上方勢、九戸城を包囲。	同上
9月 4日	九戸政実ら降伏。	信直記
9月 6日	浅野長吉ら、百姓・地下人の還住を命じる。	表註6

〔表註〕

※ 史料欄のA～Hはそれぞれ本稿所引の川嶋氏所蔵文書をさす。

1：「大坂城天守閣所蔵文書」10月7日浅野長吉宛秀吉朱印状

2：「反町氏所蔵色部文書」色部殿宛南部信直書状（『岩手県戦国期文書Ⅰ』8号）、同浅野忠政等連署書状（『岩手県戦国期文書Ⅱ』113号）。

3：「反町氏所蔵色部文書」同日付色部殿宛南部信直書状（『岩手県戦国期文書Ⅱ』116号）、同浅野忠政等連署書状（同117号）。

4：同上、同日付蒲生氏郷書状案

5：『大日本古文書浅野家文書』9月14日長束正家宛浅野長吉書状案

6：「平糠・東野文書」同日付浅野長吉等連署制札（『岩手県中世文書』下巻119号）

毛越寺からの情報提供を謝すとともに、今後とも毛越寺に対する浅野氏の保護が変わらないことを述べている⁹⁾。この書状を信直は鳥谷ヶ崎城でしたため、二本松に滞在中の浅野長吉に派遣した使僧に持参させたものだろう。

この使僧に信直が託した長吉宛の書状は残されていないが、長吉の11月29日付の返書はたしかに信直に届けられた。そこでは「葛西・大崎表一揆蜂起ニ付而、貴所早速和賀辺迄御出候

由及承候、誠寄特二存候」とあって、信直の和賀郡出陣をよろこぶとともに、「其地ニ残置候拙者者共無異儀候哉、御心添頼入候」と浅野忠政らの安否を気遣っている⁽¹⁰⁾。この書状が信直に届いた段階では、信直はなお一揆の勢力が優勢な鳥谷ヶ崎を逃れ、三戸に帰っていたと思われる。

とはいえ、この段階の糠部はすでに反豊臣の不穏な空気に覆われていたはずである。

そもそも九戸一揆がいつの段階ではじまるのか、直接これを語る史料は管見では見出すことができない。「信直記」をはじめとして史書がひとしなみに一揆のはじまりとするのは、天正19年正月、三戸城での新年祝儀に政実が不参したことである。しかしこの時期に信直が郡内の諸領主を家臣団に編成し切れたとは到底思われぬ。年始の例での不参をことさらに強調するのは、近世的な秩序が成立した後の潤色といつてよからう。

ただ、「反町氏所蔵色部文書」2月28日付信直書状に、「郡中も一揆等令蜂起付而、菟角延引非本意候、至当春も、同名共二三人令逆心、廿里・卅里之間、毎日掛合体二候」とあるのがひとつの示唆を与える⁽¹¹⁾。この文言から、糠部を中心とする地域＝郡中では「当春」以前から一揆が蜂起しており、広範囲に戦闘状態が現出していることがうかがわれる。大規模な戦闘はともかく、軍事的な緊張状態は天正18年から続いており、各地で小競り合いが起こっている状況を想像できるのである。前年冬以来陸奥国北部では、葛西・大崎地方以北、北上川の源流をさかのぼって糠部に至る広大な地域が、反豊臣の一揆地帯となっていた。

(2) 2月下旬合戦

糠部における一揆勢力と信直派の最初の大規模な武力衝突は、天正19年2月下旬に起きたらしい。「八戸家伝記」の「政栄」の条は、九戸政実が櫛引清長・七戸家国・一戸図書らとともに居城を堅め、政実は五戸のうち又重の木村伊勢を攻撃したこと、これに対抗して八戸政栄は2月24日に櫛引氏の居城のある八幡村に出陣し、近辺の民屋を放火したことを伝える⁽¹²⁾。

近世の史書類でこの2月の戦闘を伝えるものは、他にはない。しかし、前掲色部長真宛の南部信直書状⁽¹³⁾、同じく浅野氏家臣連署書状⁽¹⁴⁾が、この4日後の2月28日に認められていることを勘案すれば、「八戸家伝記」の記事は十分信頼できよう。浅野氏家臣連署書状では、「就其当郡侍衆有逆意、糠部中錯乱之事に候」と戦乱の状態を伝え、「此表之体、自上急度無御助勢候者、南部殿御身上、可被及御難儀姿二候条」と述べて上方よりの豊臣勢の下向がなければ信直の敗北も予想されるとしている。この戦闘を機に一揆は本格化し、糠部は激しい戦争状態に突入したといつてよい。

川嶋氏所蔵文書の5月18日付Cによれば、3月1日に信直は家臣の宮永左月を上洛させている。左月は5月3日に三戸に下着しているが、その経路は仙北から由利に出て、酒田から北国方面を南下するというものだった。糠部での事態を京へ知らせる最初の、急ぎの使者である。2月28日付の2通もこの左月に持参させ、路次にあたる色部氏に届けさせたものだろう。なお少し遅れて3月10日に、信直は二本松の浅野長吉へ使僧の有溪を派遣しているが、これは奥大道に沿って南下したものだろう⁽¹⁵⁾。

(3) 3月13日合戦――一揆の優位――

3月中旬、二度目の大規模な蜂起が起こる。「信直記」をはじめ史書類がおしなべて描く3月13日の合戦である。

懸ル処ニ政実、櫛引河内清長、七戸彦三郎家国ト心ヲ合、天正十九年三月十三日ノ夜、一戸、
苫米地、伝法寺三ヶ所ノ城ヘ夜討ニ寄ケル、九戸勢ハ一戸ヘ向、櫛引河内ハ苫米地ヘ押
寄ル、七戸彦三郎ハ六戸伝法寺ノ城ヘ押寄、同時ニ攻懸ケル、

3月17日に南部信直と浅野忠政らは再度色部長真に書状を送っているが、その直接的な契機が、13日蜂起による信直勢力の危機であったことは疑いない。信直書状に「郡中悉侍百性等共、京儀雖嫌申候心底候」とあり、忠政等連署書状に「仍南部殿御家来之内、九戸・櫛引其外小侍共、数多逆心仕、日夜ニ無由断体候、今日迄之儀ハ手堅候へ共、郡中諸侍其外下々迄、京儀をきらい申存候間、上勢於御延引者、一揆悉蜂起可仕候之間」とあるのが、このときの蜂起の広がりや深刻さを物語る⁽¹⁶⁾。

ところでこの3月17日付の2通は、2月28日付書状に対する色部氏の返書をうけて書かれたものである。既述のようにそれは3月1日に糠部を出立した宮永左月によって色部長真のもとに届けられ、さほど間をおかずして返書を携えた長真の使者が三戸に到来しているはずである。いささか想像を逞しくすれば、13日の蜂起は、こうした色部氏＝豊臣政権と信直の接触を察知した一揆勢力が、軍事的優位を一気に実現するために打って出たものとはいえないか。

ともかくも、ここに糠部における一揆の優位が確立する。「信直記」なども、この事態を正直に「九戸方ハ日々ニ威勢募、南方ハ次第へニ御勢ハ減少ス」と描くのである。

(4) 利直上洛

こうしたなかで起死回生の策として、信直嫡子利直の上洛が決定される。史書によればこれは北信愛の献策によるもので、浅野忠政も同行することになったという。その行程は次の通りとされている。

四月十七日ニ糠部ヲ発足、仙北ヨリ北国ニ懸リ信濃ノ国ヘ出、木曾路ヲ経テ上リ玉フ、
夜ヲ日ニ継テ急ケレハ、五月十八日ニハ洛陽ニ上着シ、則羽柴筑前守利家ヲ以右ノ次第
ヲ具ニ達上聞ケレハ、聚楽ノ亭ヘ利直ヲ召レ御対面被成、北左衛門ヲモ被召出、

これは、川嶋氏所蔵文書によって確認、および修正が可能である。まずその経路だが、利直一行は由利郡古雪、酒田、越後府内の通過が確認され、「信直記」にある経路が裏付けられる。ただし日程にはいささかの修正が必要で、利直の出立は4月13日、京着は5月28日で、その翌日の29日に秀吉への謁見がかなったことがわかる。

ところで利直一行が出立した4月半ば段階は、豊臣政権のもとではすでに伊達政宗をめぐる問題も決着済みであり、九戸一揆鎮圧軍の派遣もほぼ決まっていた。4月14日付の書状で浅野長吉は信直家臣東直義に宛てて、「其次第二御人数可被出旨候、然ハ津軽・仙北口よりハ北国之御人数被出、葛西・大崎表へハ家康・中納言殿、可被成御働由候」と述べている⁽¹⁷⁾。とはいえその具体的な軍事編成が決定するのは6月半ばのことである。利直の上洛は成功したものの、糠部においてはなおその情報もたしかにはもたらされず、3月中旬以降の一揆勢力優位、信直方の危機という状況はなお継続していたと考えるべきだろう。

(5) 豊臣軍の下向

豊臣秀吉が6月20日付で、陸奥北部の広大な一揆地帯を制圧するための再仕置軍の編成を命じたのは周知の通りである。これに先んじて6月15日付で、浅野長吉は南部信直と八戸政栄・東直義に書状を宛て、徳川家康・豊臣秀次が7月上旬に出陣する予定であること、蒲生氏郷は昨14日に二本松に到着し、伊達政宗も同日に長井を出陣して大崎に向かったことを知らせ、上方軍の糠部到着が近々であると述べている⁽¹⁸⁾。

しかしこれらの情報が糠部郡内に伝わるのは、いつ頃のことだろうか。その手がかりになるのが川嶋氏所蔵文書中の書状である。次節でこれらを個別に検討するが、この点についてだけやや詳しく述べておこう。E6月27日信直書状に、利直の秀吉謁見を伝えたのちに「中納言様御下之事候、はやへ伊達をしいたされ、大崎一篇にて、さぬま一城之最中、せめられ候由、只今しはより音信候」と、志和よりの書状を紹介している。志和とあるのは築田詮泰と思われるが⁽¹⁹⁾、先の6月15日付浅野長吉書状を携えて二本松を出立した長吉の使者の情報を伝えたものだろうか。日程的に遅すぎるかもしれないが、一揆地帯を北上したことを思えば、その可能性もすてがたい。

ついでF7月12日書状で信直は野田政義に、伊達政宗が宮崎城、佐沼城を攻め落としたことなどを述べるとともに、「弾正殿・飛騨口十日ニ御出と申候、北国悉御下候」と、浅野長吉・蒲生氏郷が7月10日に二本松を出陣したことを伝え、さらに野田氏に対して「惣人数御立、近辺之さたなかし、出合候者、一戦被成候て可預然候哉」と一族全員の出陣を求めている。

これらから豊臣軍の侵攻が糠部に伝わったのは、早くとも6月末のこととすべきだろう。

ところで「信直記」などは、「去程ニ上方ヨリ九戸討手大勢馳向ト風聞シケレハ、日比両端ヲ抱、或ハ九戸ヘ志ヲ通シケル輩後難ノ責来ラン事ヲ恐レテ、皆々信直ノ味方ニ参リケリ」と、豊臣軍下向の報に接して糠部の状況が一転したかのように描く。しかしH7月22日信直書状「吉田・福田かはり候」とあって、吉田兵部・福田掃部が信直に離反し、一揆に加わったことが書かれている。前者は浄法寺畠山氏の庶流、後者は葛巻氏の庶流で、ともに三戸南部氏家中の武士である⁽²⁰⁾。

「信直記」などは、この両氏の離反を3月13日蜂起に連続したできごととして描くが、実際にはこのH書状にはじめてそのことがみえ、これよりさほど以前のことではなかろう。とすれば、豊臣軍下向の情報が郡内に相当にゆきわたった段階で、なお三戸家中からも一揆に加わるものがあったということになる。豊臣軍下向の情報は、糠部の状況を劇的に変化させるには至らなかった。信直に対する忠節よりも、「京儀を嫌申す」ことを優先する糠部の武士たちの姿がここに見られるのであり、一揆の根深さを窺うことができよう。

史書は、豊臣軍主力の蒲生氏郷の一戸到着を8月中旬、二戸の九戸城包囲を同24日、25日より戦闘を開始し、9月4日に政実らの投降をもって一揆が鎮圧されたとする。「八戸家伝記」も、豊臣軍が8月中旬に岩手郡不來方に到着し、同19日に糠部に発向、23日一戸の根曾利・姉帯城を落とし、25日には九戸城を包囲したとする。他も大同小異の経緯を述べるが、蒲生氏郷が8月23日付書状で「就洪水二三日令逗留、今日廿三日和賀迄着陣仕候」と伊達政宗に書き送っているように、蒲生軍はこのときようやく和賀に到着したばかりである⁽²¹⁾。ただしその後の進撃は、この書状に「九戸于今相抱在之由候、四五日中ニ参着ト申候之条」とあるように、たしかに早い。9月14日付で浅野長吉が長束正家宛に報告した書状によれば、一戸根曾利・姉帯両城を落としたのは9月1日で、翌2日には九戸城を包囲している⁽²²⁾。落城が9月4日であるのは疑いなく、その翌々日6日には百姓の還住を命じる制札が出され⁽²³⁾、一揆は終結する。

(6) 小括

以上、冗漫な叙述になったが、本稿が取り上げる川嶋氏所蔵文書8点が書かれた時期が、九戸一揆のどのような段階にあったのか、確認しておきたい。それは3月13日蜂起によって九戸政実らに指導された一揆軍が圧倒的な優位を確立した時期に書かれたものであり、この状況は豊臣軍下向の報がもたらされた6月末以降でもおいそれとは変わらなかった。近世の史書類は、天正19年3月から7月にかけての郡内の状況をほとんど伝えていない。これまで引用した記述に尽きるといってよい。その意味で、A～Hまでの8点の書状は、郡内の領主の生々しい動向、信直の工作などを伝えるものとしてきわめて注目すべき文書群といえよう。

2. 野田氏宛書状の考察

川嶋氏所蔵文書中の野田政義宛書状A～Hの8点の翻刻を、本稿末尾に掲げる。

まずはその外形的なところから検討しよう。

紙質はすべて薄めの楮紙であり、これを縦紙に用いている。1紙からなるA、また本来2紙かなる書状の第1紙のみ残存したBを除けば、すべて2紙からなる書状で、第2紙奥にウワ書を記す。これと関連するが封式は、Fの第1紙端に明瞭な切封痕がある。他は明瞭な切封痕を欠くが、おそらくすべて切封で封じたものと想像される。

ところでこのうち発給者の花押があるものは、GとHのみである。Hは旧稿で信直I型と呼んだ横棒に2点を入れた簡易なもので、Gの親輔の花押に至っては横棒のみの、花押と呼ぶべきかどうか迷うほどのものである。ともに一種の略押と称するべきものだろう。他の信直書状の署判は「信直判」とあり、これは通常は案文か後世の写であることを意味する。しかし少なくとも16世紀後半の時期に、糠部においてこうした一種の略押や「判」と書くものが、信直にかぎらず、一般に書状の署判として通用していた。早いものでは「南部光徹氏所蔵文書」中の南部晴政書状にみられ、同文書および南部利昭氏所蔵のいわゆる「斎藤文書」の信直書状に、同様の例が豊富に見出される²⁴⁾。

川嶋氏所蔵文書についていえば、「信直判」とあるFは前述のように切封痕が明瞭で、折筋もこれに相応して鮮やかであり、実際に書状として機能したことを示している。要するにこれら8点の書状はすべて正文であり、墨色等から見ても発給者の自筆書状と考えられるのである。

以上を確認した上で、これらの文書が語るところについて検討しよう。

前節で述べたように、これらの文書は糠部を中心とする地域で一揆方の優位が確立した時期から、豊臣政権の一揆鎮圧軍下向の情報がそれなりに行き渡るまでの時期のものである。三戸の南部信直は、郡内の諸領主に援軍を求め、ありとあらゆる工作をしたことは想像に難くない。信直が野田政義に要請したのは、第一に小軽米の警固だった。Aに「久慈御請合候て、小軽米ニ馬たてられ、御かせき頼入候」と要請する。Bにも「久慈談合候て、小軽米へ急度御立待入候、此方より高家・晴山両口よりかせき候ハ、一方ハリうんたるへく候、そこもと御急干要と存候」とあるが、ここから野田氏に協力を依頼した意味を読み取ることが可能である。糠部郡九戸の高家・晴山と小軽米（ともに現岩手県軽米町）をむすぶ道は、九戸氏の本来の拠点である糠部郡九戸を横断する道であり、二戸北部から久慈・閉伊の沿岸部をむすぶ交通路である。九戸氏は久慈氏とすでに濃密な姻戚関係をむすんでおり、久慈氏を通じてほかならぬ野田氏にも影響力を及ぼしていた²⁵⁾。二戸の九戸氏本城を攻撃することなど到底おぼつかないこの時期、

信直は久慈氏と野田氏を自己の陣営にとどめて、九戸氏と沿岸地域との結びつきを可能な限り阻止しようと試みたのだろう。Cに「小軽米之番、久慈之次を堪、十五日被成候て預へく候」、Dに「返々番之儀こらひ、十五日之間、来月十六日より種一へ御渡し候へく候」、Eに「七月十五日迄、久慈より番に、十六日より晦日まで、こかるまい番又候」とあるのを見ると、小軽米の警備は野田氏とともに久慈氏・種市氏が動員され、15日間の輪番で実施されていたことがわかる。

野田政義の任務の二つ目は、Aに「閉伊口御調任入候」とあるように閉伊方面への工作である。「千徳へ御意見可然与存候」とあるのは、政義が一族の千徳氏を信直方に引き入れようとしたことを指すのだろう。また閉伊へは、信直のもとより直接に桜庭光康が派遣されることになるが、その到着は「桜も廳而こし申へく候」とあるようにAが出された4月16日以降のことである。信直のもとで閉伊方面を担当したのは、光康だけでなく、甲斐守の官途を名乗る親輔もいた。やはりAに「近日ニ甲州さしこし可申候」とあって、野田氏のもとに派遣されたことがわかる。ほかならぬG書状の差出人である。要するに信直はこの時期、野田氏をキーにして、家中の腹心ともいべき親輔・桜庭光康を派遣して久慈・閉伊方面の工作をしていたのである。Gに「閉伊郡之事、被仰越候、是又申上候、安家之儀も片寄事ニ御なし候て可然候」とあるのもこれに関わるものだろう。

野田氏への警固等の要請が具体的であるのに比して、信直の近辺における戦闘を伝える記事は、意外に少ない。Aで「此口も日々働仕へく候」とあるが、5月18日のCでは「五月故働させ申さす候」とあって、戦争状態が一段落していることを思わせる。一揆の優位のもとである種の安定だろうか。前節と重複するが、これに変化が現われるのは、伊達政宗が葛西大崎一揆鎮圧に成功し、浅野長吉・蒲生氏郷らの下向が具体化した7月初めのことで、7月12日付のFでは信直は野田政義に「今月廿日時分、惣人数御立、近辺之さたなかし、出合候者、一戦被成候て可預候哉」と、同20日を期しての野田氏全軍の沿岸部での合戦を求めており、最後の7月22日Hでは、「返々近々ニ彈正殿御下二候、さやう二候ハ、音信可仕間、惣人数にて我と御越尤二候」と、浅野長吉到着の段階での全軍の結集を命じている。

さて、要衝の地の警備、諸方面への工作の要請、7月半ば以降の軍勢動員といったことは、何も野田氏だけに求められたわけではなかろう。くりかえし述べたように、劣勢にあった信直は、諸方面の家臣・同盟者に同様の書状を送ったはずである。それらの大半が失われた経緯を明らかにするのは容易ではないが、野田氏がこれらの書状を残した理由は、次に述べることから推測することができる。

これら8通の書状のうち、Hを除くすべてに野田甚五郎が南部利直の供として上洛したことに関する記載ある。前節で述べたように信直は嫡子利直を4月13日に出立させたが、Aには「九郎十三日ニ立申候、今日山をこし申へく候」「将亦甚五郎上へ供させ申候、心底能人二候間、憑申候、其方御造作、佗言二候」とある。甚五郎を利直に同行させることは以前より野田政義の耳に届いており、政義はこれに賛成しかねたようだが、信直は甚五郎が「心底能人」であるので供を命じた。心配することはないと政義に言っているのである。

Bでは、この一行を由利郡古雪まで送った使者が三戸に帰着したので、信直は「山北何も路次をくり申され、無相違罷上候」と路次の無事を報告している。Cには「左月三月一日ニ京都へつかひ候、五月三日ニ罷下候、さかたにて、子ニゆきあひ申候、五郎殿いかにも達者ニ供せられ候よし申候、床布有間敷候、たしかに到来候者、をし付文可進遣候、老母へも此分申候」

とあり、3月1日に三戸を出発した宮永左月が5月3日に帰着したが、途中出羽国酒田で利直一行に出会ったこと、そのおり「五郎殿」すなわち甚五郎が「いかにも達者」であったので、心配する必要はないことを述べる。Dには「九郎上候ニ、越後府内にてあひ候商人下候、皆々堅固ニ上候由申候、少も無心元有間敷候」とある。越後府内で利直一行に遭遇した商人が三戸に下ってきたので様子を聞いたところ、「皆々堅固ニ」上洛の旅を続けていることを伝える。Eは一行が5月28日に京着し、翌日秀吉への謁見がかなったことを述べる。上洛のハイライトともいうべきで「五月廿八日ニ罷上、九日ニ御前へ被召出候、鷹十三、馬二疋、御太刀進上申候、一段御懇無申斗候」とよろこびを伝えるとともに、「委五郎殿ふみ可被申候」と、詳細は甚五郎自身の政義宛書状があるはずだとしている。Fで「五郎殿衣装之事、若輩与申、子ハ存間敷候」とあるのは、在京中の甚五郎の装束について心配している政義への慰めであろうか。Gは信直の側近と想像される親輔（官途は甲斐守）の書状だが、「遠路之儀と申、兎角秋中ハ、御下向もあるへく候間」と利直一行の帰りが秋に予定されていることを述べている。

近世の系図で野田甚五郎の名乗りをもつものはみいだせない。『参考諸家系図』によれば、野田政義には直親・親正・親清の3人の子息がいるが、直親は三戸南部氏に仕えて利直の代にも重用され、元和6年にその偏諱を許されて直親とあらためている²⁶⁾。その際の一字書出が信直書状などとともに川嶋氏所蔵文書中に収められており²⁷⁾、系図にも「元和六年五月五日諱字を玉ふて直親と改む」と記す。利直期の盛岡藩家臣団は200家ほどで、このうち高1000石以上の上は22家とされているが、野田直親はそのうちのひとつで、やがて掃部助を名乗り近世野田氏の嫡流となる²⁸⁾。

この直親こそが甚五郎だろう。野田甚五郎の名前は、他の史料からも確認される。天正20年6月11日付の諸上破却書上は、領内48城のうち12城を残して破却したことを豊臣政権に報告した際の文書だが、ここに「姉帯、山残破、野田甚五郎持分」とあって、破却されるまでの姉帯城は野田甚五郎が持ち分としていたことが記されている²⁹⁾。姉帯城はもともと一揆方の城郭だが、鎮圧後信直より甚五郎に与えられたものだろう。

直親は信直・利直に近侍し、盛岡藩家臣としての繁栄を基礎を築いた。数ある功績のなかでも、利直上洛の供はひときわ輝かしいものであったに相違ない。他家がこの時期の文書を散逸せざるを得なかったなかで、一人野田氏がこの8通を手放さずに後世に伝えたことは、そうした事情によるものと考えられるのである。

むすびにかえて－九戸一揆と野田氏－

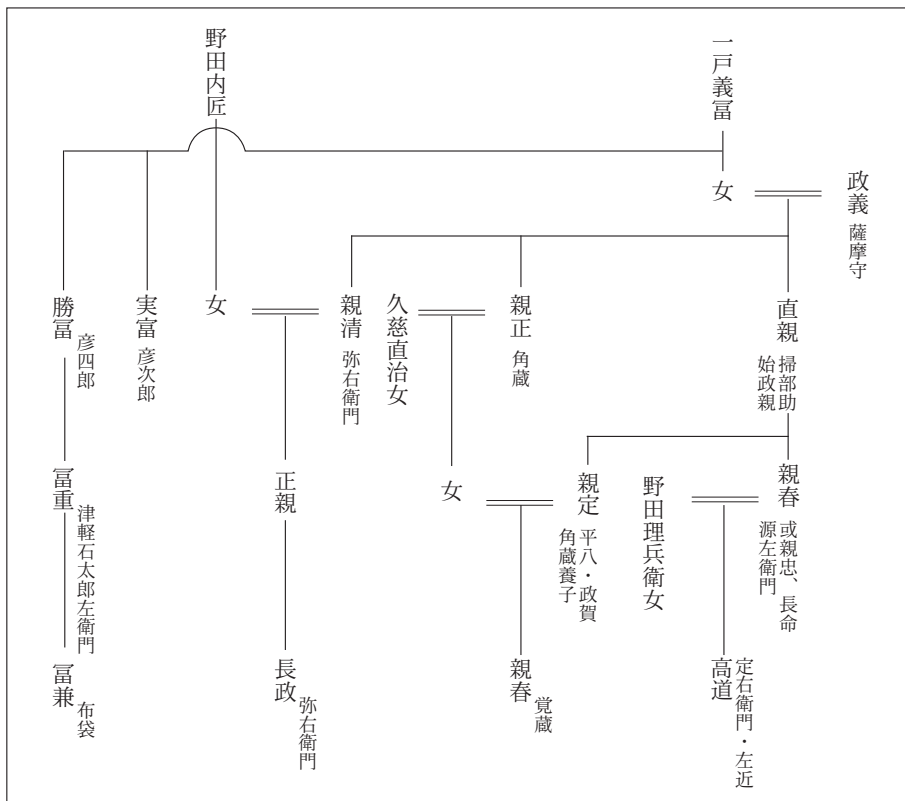
本稿の最後に、九戸一揆で野田氏のおかれた立場について検討したい。そもそも糠部を中心とする諸領主のなかで、糠部建郡以来の四戸九門の制に由来する、「戸」の名字を名乗る諸氏がもっとも有力なグループをなしていた。一戸・三戸・八戸・七戸の各南部氏、また九戸氏や、郡名を名乗る久慈氏などがそれである。その次位に、各地に庶流を配する浄法寺氏や葛巻氏などの中規模領主が位置した。第一・第二グループの庶流で1村規模の領主が最下位という構図であろう³⁰⁾。

この分類によれば、野田氏は第二グループの中規模領主ということになる。ただしその本家にあたる一戸南部氏は天正9年に惣領家が滅んだこともあり、同じ流れを汲む千徳氏などは微妙な関係にあったと想像される。また野田氏自身、九戸氏の勢力範囲に近く、さらに九戸

氏と深い関わりをもつ久慈氏とも姻戚関係にあり、三戸南部氏と九戸氏との対立、そして九戸一揆の際には難しい立場にあった。

野田氏の略系図を右に掲げるよう。野田政義は千徳城主一戸吉富の女を妻とし、その間に甚五郎直親（政親）と親正・親清の3子をもうけた。『参考諸家系図』では直親が兄のように記されているが、妻の記載を欠く。これに比して角蔵（覚蔵）の名乗りをもつ親正は久慈氏の惣領直治の女を妻にしている。久慈直治はもう一人の女に九戸政実の弟政則を娶せ、政則に久慈の家督を継がせているから、角蔵親正を通じて、野田氏は久慈氏・九戸氏と深い姻戚関係をもつことになる。政義としては、当初はこの親正こそが嫡子だったのではあるまいか。系図に親正は九戸一揆に参加して没落したことがみえるか、信用してよかろう。もっとも一揆鎮圧後すぐに没落したわけではないようで、天正20年の書状破却書上は、「野田、山城破、一戸掃部助持分、唐之供、留守岳角蔵」とみえる。「岳角蔵」は転写の際の誤りで、この親正のことだろう。一戸掃部助は政義その人だが、信直に従って肥前名護屋に参陣し、その留守を預かっていたのが親正だった。父の城を守るのは嫡子のつとめだろう。先述のように甚五郎直親は、おそらく南部信直のはからいで姉帯城を持分としたが、野田の城は親正にゆづらざるを得ない立場だった。

親清もまた、九戸一揆では一揆方に参加している。その妻は野田内匠の女とされている。野田内匠も一戸南部氏の系譜をひく。野田政義との関係は明らかでないが、野田氏一族内の有力者だろう。



こうしたことから考えれば、3人の子息のなかで直親は当初は庶子としてあつかわれ、そのためにはやくから三戸南部氏に出仕していたとするのが自然である。「信直記」に天正10年の晴政・晴継死去ののちの評定の場面で、三戸家中として「野田掃部助」の名がみえる。これが直親だろう。三戸南部氏の家中が、15世紀末の政康・安信時代以降の一族と、領内有力武士あるいは中規模領主の庶子からなることは旧稿で述べた通りである⁽³¹⁾。

一方、野田政義にとって妻の実家である千徳一戸氏だが、妻の弟で千徳氏を継いだのは彦次郎実富で、系図によれば一揆に参加している。前節でもふれた政義の千徳氏への工作は、実を結ばなかったことになる。妻のもう一人の弟勝富については、津軽石に居館を構えたが千徳氏内の抗争で討死したとの記載が系図に見られる。勝富の子富重はその場を逃れたが同年に死去し、その子富兼はまだ7歳で幼名を布袋といい、野田政義のもとで養われたという⁽³²⁾。

これらからすれば、野田氏は以前より三戸南部氏と対抗関係にあった九戸氏・久慈氏に極めて近い立場でありながら、三戸南部氏にも庶子を出仕させていたことになる。妻の実家は同族の千徳氏だが、ここでも内紛があり、布袋のような幼児を引き取っていた。複雑な一族関係のなかで、微妙な政治感覚で家名を保っていた人物ということになるだろうか。もっともこうした複雑さは、当時の郡内中規模領主に通ずるものだったというべきだろう。さらに、「信直記」などは姉帯城の守りに野田久兵衛が、九戸城での籠城者のなかに野田金五がみえる。系図類では確認できないが、一族のなかには一揆に参加した人物が他にもいた。むしろ一族にあっては信直に近侍した甚五郎直親が特殊な存在だった。

興味深いのは、布袋が九戸一揆の時期に三戸にいたことである。5月18日Cに「布袋懇ニ奉公仕候、無心元有ましく候」とあるが、政義は布袋の再三帰還を要望したらしい。布袋を政義のもとに返すことを述べた7月12日G親輔書状に、「五郎殿、都へ御供候、一人御番所ニ御座候へハ、ふかく無御等閑、常番ニ可被成ためニ、今迄をき御申候、此度御暇出申候、我々手延いたし候やうに思召候哉、迷惑之至ニ候」とあるのが注目される。三戸南部氏が布袋を引き留めておいたのは、甚五郎直親が利直の供で京都に行っているの、その代わりに野田氏の「常番」という意味であり、他意はないと言い訳をしているのである。しかしこれは野田氏、また千徳氏に対する一種の人質であった可能性が強いだらう。政義が布袋の帰還をのぞんだのは、まさにそのためだった。

布袋だけではない。ほかならぬ野田政義の妻も、三戸にいた可能性が高い。前節で引用したC信直書状の一節だが、直親が「いかにも達者ニ供せられ候よし」を「老母へも此分申候」とある。この表現から、信直は直親の無事を「老母」に直接語ったように読めるが、この女性を直親の母とすれば、政義の妻、一戸氏の女ということになる。Gで布袋の帰還について親輔が「うはも、ほてい殿かへし被申候よろこひのよし」と書いている「うは」も、彼女をさすのだろう。南部信直が「南部内七郡」を安堵された有名な天正18年7月27日豊田秀吉朱印状に、「家中之者共相拘諸城、悉令破却、則妻子三戸江引寄可召置事」とあるのが思い起こされる⁽³³⁾。南部信直にとって諸城の破却は九戸一揆終熄後を待たねばならなかったが、庶子を出仕させている領主たちからその妻を三戸に差し出させることはあったのかもしれない。

くりかえすが、野田氏がおかれた状況はけっして特殊なものではないだろう。郡内の中規模領主は、多かれ少なかれ似たような問題を抱えて九戸一揆という未曾有の事件を経験することになる。川嶋氏所蔵文書の8点の書状は、そうした彼らのおかれた状況を窺わせるものといえよう。

川嶋氏所蔵文書中の九戸一揆関連文書

※ 翻刻に際しては、変体仮名は現行通用の仮名になおし、適宜読点をうち、改行部分は「」で示した。

※ 個々の文書の形状については、それぞれの註に記載した。記載順は、卷子中の表装順、紙数、寸法（縦×横、㎢）、折筋の有無、花押の寸法（㎢）等、既刊史料集の掲載番号、その他である。既刊史料集は泉史三は『岩手県史』三巻、戦国期Ⅰは『岩手県戦国期文書』Ⅰ、青森県史は『青森県史』資料編・中世一である。

A

委文披見仕候、千徳へ御意見可然^与存候、返事を重^而注進待入候、近日^ニ甲州さしこし可申候、久慈御談合候て、小軽米^ニ馬たてられ、御かせき頼入候、此口も日々働仕へく候、九郎十三日^ニ立申候、今日山をこし申へく候、久慈殿^ニ相談候て、急度御はたらき尤たるへく候、将亦甚五郎上へ供させ申候、心底能人^ニ候間、憑申候、其方御造作、佗言^ニ候、恐々謹言、

尚々閉伊口御調任入候、桜も臆^而こし申へく候、ほてひ懇^ニ奉公仕候、やかてくかへし可申候、以上、

卯月十六日 信直判

野田殿

B

〔註〕 表装順七番。一紙。三三・〇×四一・〇。折筋不明。泉史三 卷八三五頁・戦国期Ⅰ九八号・青森県史五七五号。

尚々横手・秋田・松山悉^ニ陣参用意^ニ候、伊達殿^ニ身上ハ、当座よきやう^ニ候へ共、つめハあひはてへきとさた候、えちこハ^ニはやく^ニ（以下行間）庄内へ被下候、北国ハ大谷刑部少輔^ニ奉行^ニ御下候、近日と申候、将亦^ニ久慈談合候て、小軽米へ急度御立待入候、此方より高家・晴山両口よりかせき候ハ、一方ハりうんたるへく候、そこもと御急干^要と存候、以上、

由利之ふるきより送之者^ニ帰候、山北何も路次をくり^ニ申され、無相違罷上候、殊^ニ越後直江殿、大宝寺まで^ニ罷下候、景勝も近日^ニ御下と^ニ申候、弥々路次よく可有候、庄内藤嶋之一揆^ニ千斗^ニ相残候、えちこよりはを^ニせめられへき候、それより^ニ山北へ御下候て、小向源四郎（以下欠

〔註〕 表装順八番。一紙。二二・二×三五・四。折筋不明。泉史三 卷八四三頁・戦国期Ⅰ一〇四号・青森県史五七六号。二紙からなる書状の一紙目と推定される。

C

尚々小軽米之番、久慈之次を堪、十五日被成候て預へく候、人数仕候、急度候ハん事頼入候、以上、

内記こし候間、文遣之候、此口替事」なく候、無御心元有ましく候、五月」故働させ申さす候、近日」こゝもと」かせき可申候、左月三月一日ニ京都へ」つかひ候、五月三日ニ罷下候、さかたにて、」子ニゆきあひ申候、五郎殿いかにも達者ニ供被成候よし申候、床布有間敷候、」たしかに到来候者、をし付文可進候、」老母へも此分申候、又ハシハより音信候、」(以下第二紙) 彈正殿御先手之伊達殿、大崎へ被下候、」南口さハき以外と申候、髓之御事を」自是注進仕へく候、布袋懇」奉公仕候、無心元有ましく候、恐々謹言、

五月十八日 信直判

(ウワ書)

「(墨引)

野田殿 三戸より 一

〔註〕 表装順一番、二紙。第一紙二七・八×三八・二、第二紙

二七・九×三四・一。折筋明瞭。県史三卷八三六頁・戦国期I

一一号・青森県史五七七号。

D

尚々はん之儀、急度頼申候、以上、

先度者預文候、委返事仕候、」小軽米へ番之事、人数ハかり」候者、如在中可有候、兄弟間に被指置候者、弥可然存候、閉伊口」カハる事候哉、爾今桜音信」不仕候、床布存候、九郎上候、」越後府内にてあひ候商人下候、」皆々堅固」上候由申候、少も無心元」(以下第二紙) 有間敷候、返々番之儀こらひ、」十五日之間、来月十六日より種一へ」御渡し候へく候、兄弟間を被越候て」預へく候事候、恐々謹言、

五月廿九日 信直判

(ウワ書)

「(墨引)

野田殿 三戸より 一

〔註〕 表装順二番、二紙。第一紙二七・二×三三・〇、第二紙

二七・二×三三・一。折筋明瞭。県史三卷八三七頁・戦国期I

一二号・青森県史五七八号。

E

尚々委五郎殿ふ」可被申候、於時宜ハ御心」やすかるへく候、上様」御機嫌之、躰、五郎可被申候、」以上、

夕部自都使下候、」五月廿八日」罷上、九日」御前へ」被召出候、

鷹十三、馬二疋、御太刀進上申候、一段御懇、無申斗候、定て五郎殿、文有へく候、中納言様、御下之事候、はやく伊達をしいたされ、大崎一篇にて、さぬま一城之最中、せめられ候由、只今しハより音信候、将亦、七月十五日迄、久慈より（以下第二紙）番に、十六日より晦日まで、こかるまい番又候、其方頼入候、とても預奉公候間、今度我と、ケ様にあつかるへく候、桜庭方へ、文こし候、御と、け頼いり申候事候、恐々謹言、

六月廿七日 信直判

(ウワ書)

「(墨引)

野田殿 三戸より 一

(註) 表装順三番、二紙。第一紙二三・三×三七・九、第二紙

二三・三×三八・一。不明。県史三卷八四四頁・戦国期I一八号。

青森県史五七九号。

F

尚々久慈へも其段申候、今月廿日時分、惣人数御立、近辺之きたなかし、出合候者、一戦、被成候て可預候哉、御運なく候ハ、申、(以下行間)をよハす候、以上、

布袋返し申候、聽て御、こし候へく候、彼者委存候、伊達殿大崎さぬませめ、おとされ候て、一揆五六千被切候、其以前、宮崎之城落候、両所にて二万ハかりなて切候、伊達しゆも千

斗死候由、申候、政宗かさい登米ニ在陳にて候、平泉へ一日路候、はやく伊沢迄、可被下候、(以下第二紙)彈正殿・飛騨^⑧十日ニ御出と申候、北国悉御下候、重而注進、可仕候、小輕米作時と云、ふせき候へく候間、人数をもつて兄弟、間被差置、祝着たるへく候、五郎殿衣装之事、若輩、与申、子ハ存間敷候、美濃、左様ニ可申候、九月ハ某罷上候間、少しも無心元有間布候、ほていニ委細可申候、恐々謹言、

七月十二日 信直判

(ウワ書)

「(墨引)

野田殿 三戸より 一

(註) 表装順四番、二紙。第一紙二九・三×四〇・四、第二紙

二九・四×四〇・三。折筋明瞭。県史三卷八四八頁・戦国期I

一四号・青森県史五八〇号。切封痕は第一紙右端に鮮明に残る。

G

尚々申上候、二郎殿・主馬殿へ別札、申へく候へ共、八戸殿被参候て、すぎなく候間、御同前ニ申候、今度布袋、歸し被申候事、よろこひ入候、来月中、(以下行間)又こし被申候、此末ハつひくゆきかへりなされ候、やうにいしたたく候、御簾中御入かへも、此よし、申度候、はしめ

さる茶、又ハ松たまハリ候事」恐入候、うはも、ほてい殿
かへし被申候よろこひのよし、」御内へ申候、仍南ハ伊達
殿さぬまと申候、会津、大崎の間ニ候哉、なされおとし候、
無音三千斗」死申候後、たてハ落申候よし音信候、上之衆」
近々ニくたり候よし申候、あまり大勢ニ候事、」(以下第二紙)
みなく、わひ申され候、何事もくしニ御談合」なされ候へ
かしと存候、以上、

(以下第一紙)

主計殿ニ精書中被下候、御意之通、」急度御前江申披候、殊御直
状候条、」爰元之様子不申及候、布袋殿とく、」歸し候、御申合
へく候処、」五郎殿、都へ御供候、」一人御番所ニ御座候へハ、
ふかく無御等閑、」常番ニ可被成ため、」今迄をき御申候、此」
度御暇出申候、我々手延いたし候やうに、」思召候哉、迷惑之至
ニ候、委細之事者、布袋殿」(以下第二紙)可有御雑談候間、不
及是非ニ候、随御」番之儀も御座候も、今迄被成候間、御覽
悟尤ニ候、さて又閉伊郡之事、被仰越候、」是又申上候、安家之
儀も片寄事ニ御なし候て可然候、将亦自京都、御せんたく」
我となされ候へく候、九郎殿御意ニ候由、被仰届候、」遠路之儀
と申、兎角秋中ハ、御下向も」あるへく候間、少又く御合力
候て、かんようニ候、」剣吉兵衛殿やかて為上可申候間、其御心
得被急へく候事候、恐々謹言、

七月十二日 親輔(花押)

(ウワ書)

「(墨引)

野田殿御返 甲斐 一

〔註〕 表装順一四番。二紙。第一紙二八・六×三三・二、第二紙
二八・八×三三・四。折筋明瞭。花押は縦〇・二×横二・八。県
史三卷八四九頁・青森県史五八一号。

H

返々近々ニ彈正殿御下ニ候、」さやうニ候ハ、音信可仕間、
惣」人数にて我と御越尤ニ候、以上、

飛脚御こし候、上衆平泉迄」御下候、津輕京兆も罷下候、御」
先手専用意ニ候、定」其」方へも聞得可申候、上江近日ニ北兵衛
為上候、用所之」儀御詠可然候、又ハ吉田・福田」かはり候、
浄法寺・大館・松岳」手賢候、聊無御心元有」一間敷候、くハし
く自東殿可」(以下第二紙)被申候、閉伊口江此分可有音信、」小
軽米之番、作時分ニ候間、急度」被指置候て預へく候、恐々謹言、
七月廿二日 信直(花押)

(ウワ書)

「(墨引)

野田殿 三戸より 一

〔註〕 表装順五番。二紙。第一紙二五・四×三七・三、第二紙

二五・〇×三七・三。折筋明瞭。信直I型花押、縦〇・四×三・
四横。県史三卷八六一頁・戦国期I一五号・青森県史
五八二号。

註

- (1) これらは従来「野田文書」「川嶋文書」「川嶋亮太氏所蔵文書」と呼ばれてきたが、本稿では便宜上「川嶋文書」の呼称を用いた。
- (2) 「反町氏所蔵色部文書」(天正19年)3月17日浅野忠政等連署書状(『岩手県戦国期文書Ⅱ』同117号)。
- (3) 糠部の戦国化が、領主間のさまざまな対立と連合のすえに、最終的には三戸南部氏と九戸氏との対立に収斂していく過程については、拙稿「戦国期糠部の一断面」(細井計編『東北史を読み直す』2006年2月、吉川弘文館)で検討を試みたことがある。
- (4) 『岩手県史』3巻(1961年10月)、『岩手県中世文書』(岩手県教育委員会、1968年)、『岩手県戦国期文書Ⅰ』(岩手県文化財愛護協会、1982年)、『青森県史』資料編・中世1(2004年3月)など。
- (5) 小林『奥羽仕置と豊臣政権』(吉川弘文館、2003年9月)。
- (6) 前掲『青森県史』資料編、「信直記解題」(齊藤利男氏執筆)参照。
- (7) 「大坂城天守閣所蔵文書」10月七日浅野長吉宛秀吉朱印状。
- (8) 「宝翰類聚」10月24日江刺殿宛南部信直書状案。
- (9) 「毛越寺文書」霜月8日円隆寺宛信直書状。
- (10) 「盛岡南部文書」11月29日南部信直宛浅野長吉書状。
- (11) 「反町氏所蔵色部文書」同日付南部信直書状。
- (12) 「八戸家伝」。
- (13) 前掲注(10)。
- (14) 「反町氏所蔵色部文書」2月28日浅野忠政等連署書状。
- (15) 「宝翰類聚」3月10日南部信直書状案。
- (16) 「反町氏所蔵色部文書」3月17日宛南部信直書状、前掲註(2)同日付浅野忠政等連署書状。
- (17) 「宝翰類聚」4月14日浅野長吉書状。
- (18) 「南部光徹氏所蔵文書」6月15日浅野長政書状
- (19) 伊達政宗が「九戸一和」を名目に使者を派遣した際、志和郡で築田詮泰が政宗使者に信直の意向を伝えており(『大日本古文書伊達家文書』8月15日築田詮泰書状)、詮泰がこの段階で南部領の南方に対する外交をつとめていたと思われる。なお、この政宗の使者については、小林清治「九戸一揆と伊達政宗」(同『奥羽仕置の構造—破城・刀狩・検地—』、吉川弘文館、2003年10月、初出は1994年)参照。
- (20) 『二戸市史』3編5章1節(菅野執筆部分)、2000年6月。
- (21) 『大日本古文書伊達家文書』8月23日蒲生氏郷書状案。
- (22) 『大日本古文書浅野家文書』9月14日浅野長吉書状案。
- (23) 「平糠・東野文書」天正19年9月6日浅野長吉等連署制札。
- (24) この独特な署名方法が、糠部郡内で広く行われていたことについては拙稿「南部利昭氏所蔵「斎藤文書」について」『岩手史学研究』83号、2000年3月、および「南部信直発給文書とその周辺—戦国末期武家文書の“略押”—」『岩手大学教育学部研究年報』60巻2号、2000年12月、を参照されたい。
- (25) 前掲『二戸市史』、5章。
- (26) 前沢隆重他編『南部藩参考諸家系図』(1985年3月、国書刊行会)。
- (27) 元和6年5月5日南部利直一字書出、『岩手県戦国期文書Ⅰ』利直172号、『青森県史』587号。

川嶋氏所蔵文書中の九戸一揆関係文書について

- (28) 『岩手県史』5巻1章，1963年1月。
- (29) 「聞老遺事」(『南部叢書』第2冊)。
- (30) こうした構図については，拙稿前掲注(3)論文で述べた。
- (31) 拙稿前掲注(3)論文。
- (32) 『岩手県史』3巻，576頁。
- (33) 盛岡南部文書(盛岡市中央公民館蔵)。

なお「川嶋氏所蔵文書」の調査に際しては、所蔵者の川嶋貞子氏より特段のご高配にあずかった。
ここに記して感謝したい。

